

ごかのお知らせ

役場の代表電話は
☎0280(84)1111です

お知らせ

国民健康保険税の 支払い方法は変更できます

国民健康保険税を特別徴収(年金から直接天引き)にて納付をいただいている方は、申し出により支払い方法を口座振替へ変更することができます。

なお、申し出の時期により特別徴収からの切替時期が変わりますので、ご注意ください。

また、すでに申し出をされている方は手続きの必要はありません。

お問い合わせ

町民税務課 課税係
☎(84)1966(直通)

戸籍の氏名の振り仮名通知 を発送します

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることになりました。

町に本籍地がある方には、8月上旬に戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名に関する通知を発送します。町に本籍地がない方は、本籍地から通知が発送されます。

なお、通知の振り仮名が正しいときは、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます。戸籍の振り仮名制度について、詳しくは法務省ホームページをご確認ください。



お問い合わせ

町民税務課 住民係
☎(84)1965(直通)

8月は児童扶養手当の 現況届提出月です

児童扶養手当とは、父母の離婚や死亡などにより、ひとり親となった家庭の生活の安定と自立の促進を目的として、手当が支給される制度です。

手当を受給するためには、要件があります。

現在、児童扶養手当を受給されている方は、毎年8月末までに現況届を提出することになっています。現況届の提出をしないと、11月以降の手当が受けられませんので、ご注意ください。

お問い合わせ

こども未来課 子育て支援係
☎(84)3618(直通)

取り壊し、新築・増築した 家屋等はありませんか？

固定資産税は、毎年1月1日に土地や家屋を所有している方に課税されます。家屋等の取り壊しや、新築・増築を予定している方(またはお済みの方)は、現地調査等が必要となるため、早めにご連絡ください。

お問い合わせ

町民税務課 課税係
☎(84)1966(直通)

医療費が高額になりそうとき マイナ保険証または限度額適用 認定証等をご利用ください

町の国民健康保険の被保険者で、同じ月内に医療機関等で支払った医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合、申請により超えた分が高額療養費として後日支給されます。

あらかじめマイナ保険証(健康保険証利用登録をおこなったマイナンバーカード)または限度額適用認定証等を医療機関等の窓口提示することで、窓口での支払金額が自己負担限度額までとなります。自己負担限度額は、年齢や所得によって異なり、月ごとに計算します。また、医療機関ごと、入院、外来は別計算となります。

なお、マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における自己負担限度額を超える支払いが免除されるため、限度額適用認定証等の交付申請は不要となります。

【マイナ保険証をご利用の方】

医療機関等の窓口でマイナ保険証を提示する。

【資格確認書をご利用の方】

事前に限度額適用認定証等の交付申請をおこない、交付後に医療機関等の窓口で限度額適用認定証等を提示する。

※限度額適用認定証等は、申請した月から適用となりますので、入院等で医療費が高額になることが見込まれる場合は、事前にご申請ください。

○申請場所 町民税務課②番窓口
○持参するもの

・来庁者の本人確認書類
・受診する方のマイナンバーカードまたは通知カード
・委任状(別世帯の場合)

お問い合わせ

町民税務課 保険係
☎(84)1965(直通)

混雑状況

町公式ホームページから確認できるようになりました！

町では、令和7年3月よりStreet sports park Goka ツインコンパーク Gokaに人感センサーカメラを設置し、混雑状況を町公式ホームページから確認ができるようになりました。

休日は、多くの方が来場されていますので、来場の前にぜひ混雑状況をご確認ください。

※人感センサーカメラは防犯カメラとしても利用しています。

[ラジコンパーク Goka]



[Street sports park Goka]



詳しくは、町公式
ホームページを
ご覧ください

お問い合わせ

建設水道課 建設係
☎(84)3346(直通)